

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○玄葉委員長 この際、階猛君から関連質疑の申し出があります。石関君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛君。

○階委員 きょうは、私も共謀罪に絡んでなんですけれども、以前、予算委員会では、共謀罪が導入されることによって、表現の自由や集会の自由が萎縮される、萎縮する危険、あるいは一億総監視社会ともいえるべき監視が強化される危険、こういったことを述べました。もう一つの危険が私はあると思っています。冤罪の危険です。

きょうは、決算についての審議ということも承知しています。総理には事前に通告していませんので、直観的な印象でいいんですけれども、もしお答えいただければと思うんですが、冤罪が生じた場合、刑事補償法という法律に基づいて補償金が支払われるんですね。例えば二十四年度、二十五年度、それぞれ大体、直観でいいんですが、

どれぐらい冤罪の方にそういう補償金が払われているというふうに思われますか。お答えください。

○安倍内閣総理大臣 突然の御質問でございまして、お答えすることができません。

○階委員 それでは、私がお答えします。

二十四年度では三億四千五百万、そして二十五年度では二億九千七百万。これを多いと見るべきか、少ないと見るべきか、それぞれ受けとめ方は違いがあるでしょう。しかし、金額だけの問題ではないと思います。冤罪の方が、やはりこれだけの金額の方がいらつしやるということは重く受けとめなくてはいけない。さらにこれがふえるようなことがあつてはいけません。さらにこれは考えます。

そこで、この冤罪という議論をする上で、総理は最近、国会の中で、悪魔の証明という言葉を使われます。この悪魔の証明という概念は非常に重要なんですけれども、その悪魔の証明というのは、法律家の間では半ば常識的な言葉ですけれども、総理のお言葉として、悪魔の証明とはどういう意味なのか、お答えいただけますか。

○安倍内閣総理大臣 やつていないということも証明するということは極めて困難があるわけでございます。だから、あなたはやつたじやないかと言う側が物証等を挙げて立証する責任があるということではないかと思えます。

○階委員 まず、そういう悪魔の証明ということが森友学園に関して問題になりました。具体的に言うと、籠池理事長はさきの証人喚問で、首相夫人から寄附として百万円を受け取ったというふうに言われました。しかし、首相夫人は、そういう

事実がなかったというふうに主張しています。なかったと言う方が証明するのは、悪魔の証明で、難しいということを総理はおっしゃったんだと思えます。

しかし、これと同様のことが共謀罪でも起こり得るということを指摘したいと思えます。

例えば、AさんとBさんとの間で、先ほど山尾さんからも指摘がありました二百七十七の罪のどれかで共謀があつたかどうか、これが刑事裁判で争いになったとしましょう。被告人のAさんは、共謀がなかったというふうに主張したとします。ところが、証人で呼ばれたBさんは、共謀があつたというふうに主張したとします。目撃者はおらず、密室の中でその共謀の有無があつたかどうか争われている。

そういう中で、密室での共謀の有無が争点となつた場合、真実は共謀がなかったという場合であっても、被告人のAさんにおいて共謀がなかったことを証明するのは総理のおっしゃる悪魔の証明に当たつて、冤罪が生じる危険は高いのではないかとこのように考えますが、総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私が森友学園についてお話をした件については、そもそも寄附はしておりませんが、もし寄附をしていたとしてもこれは犯罪ではない。感謝こそされ、犯罪ではないわけでありますから、これと同一に議論していただく必要はないと思つております。テロ等準備罪の立証についても、他の多くのひそかに行われる罪の場合と同様の方法で、刑事訴訟法の規定に従い、必要な立証を適切に行うことになると考えられます。

す。すなわち、共犯者の供述もテロ等準備罪の証拠となるものでありますが、テロ等準備罪の立証についても、証拠により合理的な疑いを差し挟む余地がない程度の立証ができていくか裁判所により厳しくチェックされることとなると承知をしております。

○階委員 密室での共謀の場合を念頭に置いています。

昨年刑事訴訟法が改正されて、来年からは刑事免責制度という制度がスタートします。これは何かといいますと、検察官がこの制度を使うことを裁判所に請求して認められれば、証人は、自分も罪に問われるようなことを証言しても、その証人はそれを根拠に有罪とされることはない。共謀がないのにあつたと言う証人が今後出やすい仕組みが導入され、来年からスタートするわけです。こうした中で、実際の刑事裁判では、被告人の側でも法廷で被告人質問に答えることになり、共謀の事実があつたという証言を否定しなければ、当然有罪になってしまう。

この共謀罪や陰謀罪、今は二十一しかありませんが、二百七十七に広がることで、総理が言うところの悪魔の証明が被告人の負担として生じる、この危険性が高いに高まるというふうに思いますが、そうした危険が高まるという認識は総理にはありますでしょうか。総理にお尋ねしています。

○安倍内閣総理大臣 かつて政府が国会に提出した法案における組織的な犯罪の共謀罪においても、不当に処罰範囲が広がる危険性があつたとは考えていないわけでありますが、今回、より明示的に

この二百七十七に絞らせていただいたわけがございます。

これは、阻止的な犯罪の共謀罪は、重大かつ組織的な犯罪実行の共謀行為に限り、その危険性の高さに着目して処罰することとし、かつても厳格な成立要件を定めていたわけでありませんが、しかしながら、組織的な犯罪の共謀罪に対しては、国会審議の過程において、正当な活動を行う団体も対象となる、内心で処罰されることになる不安や懸念が示されたところであります。

そこで、政府において、こうした国会における審議の過程において示された不安、懸念等を踏まえつつ、どのような法整備を行うことが適切か時間をかけて慎重に検討してきたところであります。その結果、適用対象となる団体を組織的犯罪集団に限定し、計画行為に加えて、実行準備行為があつて初めて処罰の対象となるなど、一般の方々が処罰の対象とならないことをより明確にすることにしたところでございます。

○階委員 今、総理の方から、従来の共謀罪よりも成立範囲を絞ったという趣旨の御答弁がありました。

そこで、確認ですけれども、従来の政府案については問題があつた、この政府案では私が述べたような冤罪の危険あるいは監視の危険あるいは萎縮の危険、やはりこうしたものがあるから従来のものはもう出さない、新しいものを出すんだ、こういうお考えということでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 今申し上げましたように、従来のものにおいても、いわば犯罪を結社の目的

とする組織的な組織に限るということを示的に書いてはいないわけですが、事実上そのオプショントとっておりまして、実際に捜査等をする場合は事実上限られてくるものであります。しかし、それを明示的に限るべきかという発想には至らなかつたわけでございます。今回のテロ等準備罪につきましては、それを明示的に書き、かつ、準備行為を行うということも、実行準備行為があつて初めて処罰の対象となるということになつたわけでありまして。

では、前のものにおいては相当範囲が広がつたかといえば、それはそうではなくて、実際に捜査を行う上においては、今回と同じように相当絞られてくるもの、そのように考えられているわけでありまして。

○階委員 これは大事なところで確認したいんですが、従来の法案は問題があつたので、それを絞って今回出し直したというのか、それとも従来のものも問題はなかつたけれども、ちよつと印象が悪かつたので実質的に同じものを出したのか、どつちなんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 これは若干説明するのが難しいところなんです。従来のものも明示的に組織による犯罪ということに限っていることを書いていないわけでありまして、しかし、実態としては、事実上そのオプショントを既にとっているわけでございますので、実際に捜査を行う段階においては、例えば飲酒運転などは事実上対象にはならないわけでありまして、パレルモ条約が要求している四年以下ということまで全て対象としていたわ

けであります。実際はこうしたものは対象とならないわけでありませう。

今回はそれをしっかりと明示的にいけば組織犯罪、そして、かつ、この準備行為を行うということとを明示的に書くことと同時に、その中でしっかりとこの二百七十七に絞り込むということ、あらかじめそれをお見せしたということでございます。

**○階委員** 今総理は大事なことを三つおっしゃいました。まず、組織的犯罪集団という概念が今回新たに入りましたけれども、これは従来の法案でも解釈上同じようなことで考えられてきた、それを明文化した。それから、罪の数は限定した。もう一つは、準備行為という概念が加わって、これも罪を限定するものだ。

つまり、従来のものよりは狭まっている、従来のもので問題となった部分は改善した、こういうことでもいいわけですよ。

**○安倍内閣総理大臣** 正確には法務大臣から答弁させますが、従来のものであったとしても、これはいわば絞られたはずでございます。いわば犯罪を目的とする組織、犯罪集団が行うものであります。ですから、それは従来のものであったとしても限られたはずでございますが、しかし、当時、そのことよってこれを限っていくという発想がある意味では欠如していたわけでありませう。

実態として、結果としては、実際、以前の法案におきまして大体これは限られてきたわけでございますが、しかし、今回、さまざまな御批判がある中において国民の不安を払拭する上においては、実際はいわば明示的にあらかじめ限ってお示

しをすることができるとはいいかという発想に至ったわけでございます。かつ、プラス犯罪の準備行為、実行準備行為が新たに加えられたわけでございます。つまり、その前の段階においては、犯罪組織が行う、組織犯罪として行われるものということにおいては前回もそれは同じであった。しかし、今回は明示的に書いた。対象の件数においては、前は限られていなかったんですが、しかし今回は、実際に、では、捜査を行う対象としてはそうだなと。

先ほど、わかりやすい例としては、酔っぱらい運転等は、いわば犯罪集団が犯罪を行うために酔っぱらい運転をしたのでは、かえってその行為を成就させる上においてはマイナスでありますから、これはあり得ませぬ。ただ、四年以下だから、前は入っていたけれども、今回はそういうものは排除するという発想に至ったということでございます。

**○階委員** 長々とお答えいただきましたけれども、組織的犯罪集団は従来と同じ考え方で明確化したということは確認できました。一方で、準備行為が新たにつけ加わったというお話でした。

そこで、法務大臣に伺います。準備行為は共謀とは違うプラスアルファで設けられた新たな概念、この条文でも準備行為という言葉が出てきておりますけれども、そういう本当に新たな概念なんだろうか。私は共謀との境目は極めて微妙ではないかなと考えております。

何を申し上げたいかといいますと、例えば、犯罪の共謀があったとします、そして共謀に基づい

て犯行計画を紙にしたためたとします。この紙にしたためる行為、これは準備行為なのか、それとも共謀行為の一環としてなされたものなのか、これは成案が出てからお答えするというところで留保していた問いでございますので、ぜひ明確に御答弁ください。

**○金田国務大臣** 実行準備行為とは、計画とは別の行為であって、計画に基づき行われる資金または物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為をいうわけでありませう。

一般論として申し上げますと、計画をした後に時間と場所を変えて犯罪の実行についてさらに具体的に話し合う行為は、通常は、計画を立て、またはこれを練るものにすぎない、計画とは別の行為とは言えないために、実行準備行為には当たらないものと考えられますし、計画をした後に計画内容を紙に書きとめる行為、いわゆるリマインドメールを送る行為についても、通常は、先行する計画の内容を確認するものにすぎない、したがって、計画とは別の行為とは言えないため、これも実行準備行為には当たらないものと考えられるわけでありませう。

**○階委員** 準備行為には当たらないということになりましたけれども、そうすると、準備行為というのには、本当に危険性のない行為を処罰する、危険性のないこういう準備行為とするというふうには大臣は言っていますけれども、危険性のない行為というのにはほとんど少なくなってきた、結局、予備罪で処罰するのとほとんど変わらなくなりませう。

んか。予備罪より手前で処罰すると言っていますけれども、今言ったようなことも準備行為に当たらないのであれば、もう予備罪があれば十分ということになりませんか、いかがですか、大臣。

○金田国務大臣 階委員にお答えをいたします。

テロ等準備罪は、組織的犯罪集団が関与する計画行為及び実行準備行為が行われた場合には、総体として危険性の高い行為であることを根拠として処罰するものであります。したがって、テロ等準備罪は、危険性が認められないといったような行為を処罰するものではありません。

○階委員 計画をしました、そして準備行為をしました、そこで処罰するとおっしゃっておりますけれども、計画の範囲が、書面をしたためることも計画には含むんだというふうに言われました。

大変計画の範囲が広くて準備行為が成立する幅は狭いような気がしますけれども、そうであれば、現行の予備罪を足らざるものを補えば十分ではないかと私は考えますけれども、その点について御見解をお聞きしたいんですが、どうですか。現行の予備罪じゃだめなんですか。

○金田国務大臣 階委員にお答えをいたします。

TOC条約というのは、御承知のように、重大な犯罪を行うことの合意または組織的な犯罪集団への参加の少なくとも一方の犯罪化を義務づけております。

しかし、現行法上参加罪は存在しない上に、共謀罪、陰謀罪が設けられているのは、ごく一部の犯罪にすぎません。これに加えて、予備罪は予備行

為を処罰するものであって、合意を処罰するものではありません。その上に、予備罪は客観的に相当の危険性がなければ処罰の対象にもならないということをございまして、したがって、TOC条約を締結するためにはテロ等準備罪の創設が必要となってくるわけであります。

○階委員 今何を議論しているかという点、今回共謀罪、陰謀罪、現行法では二十一しかないものをプラス二百七十七、加えるという話になっております。ただし、それを加えるときに、単なる共謀罪、陰謀罪ではなくて、準備行為も要求するということを言われています。準備行為を入れるということとは、予備罪、準備罪と実質的に同じことになるのではないかとこのことを私は問題提起しております。

条約の話もされましたけれども、条約上も、必要があれば、合意だけではなくて、合意を促進するような行為を設けて条約の要件を満たせるということをおっしゃいます。促進する行為ということと予備罪、準備罪があればいいのではないかとこのように考えますけれども、それではだめだということ根拠を、大臣、先ほど来聞いていますけれども、もうちょっとわかりやすく言ってもらえませんか。

○金田国務大臣 階委員も御承知のとおりであります。予備罪は合意を処罰するものではありませんので、TOC条約上、その国内担保法としての要請を満たすものにはなりません。

○階委員 予備罪は合意ではないですよ。ただ、条約では、促進する行為を合意に加えて要求して

もいいということになっています。その促進する行為を、予備罪、準備罪というのが日本の法律の中ではあるわけですから、その促進する行為は予備罪、準備罪ではないのか、そういうことを私は言っております。

逆に、予備罪、準備罪ではない、予備罪、準備罪ではだめだというのに、今回の法案名といいますが、罪の名称をわざわざテロ等準備罪という名前にしているわけですね。予備罪、準備罪ではないというのであれば、それにふさわしい名前にすべきだと思います。

実際、罪の名前、長ったらしい名前ですけれども、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画という表題がついております。従来は組織的な犯罪の共謀と言われていました。だから共謀罪というふう

に言われていますね。今回、このテロリズム集団とかあるいは準備行為とかはいわゆる飾り言葉、修飾語なわけです。修飾語なわけです。こういうものを取っ払って根幹となる言葉だけを選んでいけば、重大犯罪遂行計画罪というような言葉が私は適切ではないかと思えます。

ちよつと質問が戻って、総理に質問すべきことでしたので、総理にお聞きしますけれども、このテロ等準備罪という名称ではなくて、法文に忠実に重大犯罪遂行計画罪、こういった言葉で議論した方が建設的な議論になると私は考えます。もし総理がそういう名称で議論していただけるのであれば、我々も、共謀罪という名称ではなくて、同

じ士俵で、重大犯罪遂行計画罪なるもので議論することを検討してもいいと思います。テロ等準備罪という名称にこだわる必要はないと思いますが、総理にお願いします。

○安倍内閣総理大臣 名称においては、政府あるいはまた与党においてもいろいろな議論があったところでございますが、テロ等準備罪という呼称は、罰則の実態を反映したものととして適切であると考えています。

すなわち、本法律案の第六条の二は、テロリズム集団を含む組織的犯罪集団による重大犯罪の実行着手前の段階での検挙、処罰を可能とし、こうした犯罪による重大な結果の発生を未然に防止することができるようにならうとするものであります。

そこで、国内外の犯罪実態を考慮しますと、組織的犯罪集団のいわば典型としてテロリズム集団があるわけでありまして、テロリズム集団による重大犯罪の典型がテロであります。そして、テロ等準備罪は、計画行為に加えて実行準備行為が行われたときに初めて処罰するものでありまして、テロ等準備罪という呼称は、こうした罰則の実態を端的に反映したもので、国民の皆様には本罪の内容を御理解いただく上で適切である、このように考えたところでございます。

○階委員 これからもこの共謀罪については議論が続くわけですが、きょう確認できたのは、組織的犯罪集団という概念は従来と変わらないけれども、法文上明確にしたと。それから、共謀という言葉が二人以上で計画に置きかわってしま

たけれども、これはきょう時間がなくて確認できませんでしたけれども、これも従来と概念は変わらないということを事務方に確認しております。

問題は、準備行為の概念がつけ加わったので成立範囲が絞られているというふうには大臣はおっしゃっているわけですが、きょうの議論ではまだそこは怪しいのではないかと私は思っています。

そして、罪の名前。やはりこの表題を忠実に、国語的に読めば、テロ等準備罪というのは飾り言葉だけを取り出してくっつけたようなもので、これは国民をミスリーディングする、印象操作するものと言わざるを得ないと思います。だからこそ私たちは正しい言葉で建設的な議論をしたいというのを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。